

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について
(平成30年3月26日保医発0326第5号)

別添1

「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)
別紙1

診療報酬請求書等の記載要領

II 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

第3 診療報酬明細書の記載要領(様式第2)

2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(18) 「診療実日数」欄について

ク 外来栄養食事指導料、集団栄養食事指導料、在宅療養指導料、がん患者指導管理料ロ又はハ、乳腺炎重症化予防ケア・指導料、退院時共同指導料1、傷病手当金意見書交付料、療養費同意書交付料、在宅がん医療総合診療料、在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料、在宅患者訪問点滴注射管理指導料、在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料、訪問看護指示料、介護職員等喀痰吸引等指示料、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者訪問栄養食事指導料、精神科訪問看護・指導料若しくは精神科訪問看護指示料を算定した同一日に医師の診療が行われない場合は、実日数として数えないこと。

III 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

第3 診療報酬明細書の記載要領(様式第3)

2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(28) 「歯冠修復及び欠損補綴」欄について

チ 「装着」の項について

歯冠修復物を装着した場合は、点数及び回数を記載する。なお、CAD/CAM冠及び高強度硬質レジンブリッジの装着は、項中の「+ ×」欄に加算点数及び回数も記載する。

ハ 「その他」欄について

(エ) レジンインレー又は~~高強度硬質レジンブリッジ又は熱可塑性樹脂有床義歯~~等、記載欄がない歯冠修復及び欠損補綴は、点数及び回数を記載する。

なお、高強度硬質レジンブリッジの装着を行った場合の装着料は、加算を合算した点数及び回数を記載する。(項番115)

別表Ⅰ 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（歯科）

| 項番 | 区分 | 診療行為名称等 | 記載事項 | レセプト電算処理システム用コード |
|----|------|---------|--|---|
| 83 | I014 | 暫間固定 | 固定を行った部位（固定源となる歯を含めない。）及びその方法を記載し、暫間固定の前回実施年月日（1回目の場合は1回目と記載する。）及び歯周外科手術を行う予定であるか否かを記載すること。なお、歯周外科手術後 後 の暫間固定を行う場合については、歯周外科手術の予定に関する記載は不要であり、手術後1回目の場合は術後1回目と記載し、2回目以降は前回実施年月日を記載する。 | 820100303 820100335 820100336 820100337 820100338 |

別表Ⅱ 診療行為名称等の略号一覧（歯科）

| 項番 | 区分 | 診療行為名称等 | 略号 | 記載欄 |
|-----|--------|---------------------|------|------------------|
| 159 | M017-2 | 高強度硬質レジンプリッジを算定した場合 | HrBr | 歯冠修復及び欠損補綴「その他」欄 |

別添2

「厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書等の記載要領について」（平成18年3月30日保医発第0330007号）

別添様式 コーディングデータに係る記録条件仕様（10頁）

エ コーディングデータ情報
コーディングデータレコード

| 項目 | モード | 最大バイト | 項目形式 | 記録内容 | 備考 |
|-------|-----|-------|------|--|----|
| 使用量 | 数字 | 11 | 可変 | 1 医薬品又は特定器材（酸素の補正率又はフィルム料（乳幼児）加算を除く）の場合は、使用量を記録する。 2 整数部5桁、小数部5桁として、整数部と小数部は小数点で区切り記録する。 3 その他の場合は、記録を省略する。 | |
| 数量データ | 数字 | 8 | 可変 | 1 数量データの記録が必要な診療行為の場合は、数量データを記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。 | |
| 単位コード | 数字 | 3 | 可変 | 1 特定器材の場合は、特定器材単位コード（別表9）を記録する。 2 単位が規定されている特定器材コードの場合は、記録を省略しても差し支えない。 3 酸素の補正率又はフィルム（乳幼児）加算の場合は、記録を省略する。 4 診療行為又は医薬品の場合は、記録を省略する。 | |
| 回数 | 数字 | 3 | 可変 | 診療行為、医薬品及び特定器材の回数を記録する。 | |